



# 鳥取県公報

平成15年10月28日(火)  
号外第135号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

規 則	食品衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則(86) (食の安全推進課).....	1
	鳥取県会計規則の一部を改正する規則(87)(審査課).....	13

==== 公布された規則のあらまし =====

食品衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

- 1 次の規則について、食品衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴う所要の規定の整備を行うこととした。
  - (1) と畜場法施行細則
  - (2) 食品衛生法施行細則
  - (3) 鳥取県食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則
  - (4) 鳥取県漁港漁場整備法施行細則

2 この規則は、公布の日から施行することとした。ただし、1(2)は、食品衛生法等の一部を改正する法律(食品衛生法の一部改正に係る部分(登録検査機関等に係る改正部分に限る。))の施行の日から施行することとした。

鳥取県会計規則の一部を改正する規則

- 1 鳥取県立鳥取緑風高等学校を出納機関に加えると同時に、その出納員はこの学校の事務長をもって充てることとした。(別表第1関係)
- 2 この規則は、平成15年11月1日から施行することとした。

## 規 則

食品衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成15年10月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第86号

食品衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

(と畜場法施行細則の一部改正)

第1条 と畜場法施行細則(昭和29年鳥取県規則第15号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下この条において「移動条」という。)に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下この条において「移動後条」という。)が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には、当該移動後条(以下この条において「追加条」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中様式の細目の表示に下線が引かれた様式の細目(以下この条において「移動様式細目」という。)に対応する同表の改正後の欄中様式の細目の表示に下線が引かれた様式の細目(以下この条において「移動後様式細目」という。)が存在する場合には、当該移動様式細目を当該移動後様式細目とし、移動後様式細目に対応する移動様式細目が存在しない場合には、当該移動後様式細目(以下この条において「追加様式細目」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(条及び様式の細目の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(条の表示及び追加条並びに様式の細目の表示及び追加様式細目を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない部分は、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<u>と畜場法施行細則</u>	<u>と畜場法施行細則</u>
(定義) 第1条 この規則で「法」とはと畜場法(昭和28年法律第114号)を、「政令」とはと畜場法施行令(昭和28年政令第216号)を、「省令」とはと畜場法施行規則(昭和28年厚生省令第44号)をいう。	(定義) 第1条 この規則で「法」とはと畜場法(昭和28年法律第114号)を、「政令」とはと畜場法施行令(昭和28年政令第216号)を、「省令」とはと畜場法施行規則(昭和28年厚生省令第44号)をいう。
(と畜場設置許可申請書) 第2条 法第4条第2項の規定による申請書は、別記様式第1号によるものとする。	(と畜場設置許可申請書) 第2条 法第3条第2項の規定による申請書は、別記様式第1号によるものとする。
(と畜場の変更の届出) 第3条 法第4条第3項の規定による届出は、別記様式第2号によるものとする。	(と畜場の変更の届出) 第3条 法第3条第3項の規定による届出は、別記様式第2号によるものとする。
(衛生管理責任者の氏名等の届出) 第4条 法第7条第6項の規定による届出は、別記様式第3号によるものとする。	
(作業衛生責任者の氏名等の届出) 第5条 法第10条第2項において準用する法第7条第6項の規定による届出は、別記様式第4号によるものとする。	
(と畜場使用料及びとさつ解体料認可の申請) 第6条 法第12条第1項の規定によると畜場使用料及びとさつ解体料の認可申請書は、別記様式第5号及び第6号によるものとする。 2 前項の許可を受けた額を変更使用とする場合の認可	(と畜場使用料及びと殺解体料認可の申請) 第4条 法第8条第1項の規定によると畜場使用料及びと殺解体料の認可申請書は、別記様式第3号及び第4号によるものとする。 2 前項の許可を受けた額を変更使用とする場合の認可

申請書は、別記様式第7号によるものとする。

(自家用とさつの届出)

第7条 法第13条第1項第1号の規定による自家用とさつ届は、別記様式第8号によりとさつを行おうとする10日前までに提出しなければならない。

(と畜場外とさつの許可の申請)

第8条 政令第4条第2号の規定による許可を受けようとする者は、別記様式第9号による申請書を提出しなければならない。

(牛の皮等の持出しの許可の申請)

第9条 政令第5条第1項第1号の規定による許可を受けようとする者は、別記様式第10号による申請書を提出しなければならない。

2 政令第5条第1項第2号の規定による許可を受けようとする者は、別記様式第11号による申請書を提出しなければならない。

3 政令第5条第1項第3号の規定による許可を受けようとする者は、別記様式第12号による申請書を提出しなければならない。

(検査の申請)

第10条 政令第7条の規定による申請書は、別記様式第13号によるものとする。

(と畜場番号)

第11条 省令第17条に規定する検印に係ると畜場番号は、次の表のとおりとする。

と畜場の名称	と畜場番号
略	

(書類の経由)

第12条 法、政令、省令及びこの規則によって知事に提出する書類は正副2通とし、と畜場の所在地又はとさつ解体地を管轄する保健所長又は食肉衛生検査所長を経由しなければならない。

様式第1号(第2条関係)

と畜場設置許可申請書

- 1 略
- 2 と畜場の名称及び所在地
- 3 一般と畜場、簡易と畜場の区別
- 4 略
- 5 当該と畜場において食肉の取引を行おうとする場合

申請書は、別記様式第5号によるものとする。

(自家用と殺の届出)

第5条 法第9条第1項第1号の規定による自家用と殺届は、別記様式第6号によりと殺を行おうとする10日前までに提出しなければならない。

(と畜場外と殺の許可の申請)

第6条 政令第3条第2号の規定による許可を受けようとする者は、別記様式第7号による申請書を提出しなければならない。

(検査の申請)

第7条 政令第4条の規定による申請書は、別記様式第8号によるものとする。

(と畜場番号)

第8条 省令第8条に規定する検印に係ると畜場番号は、次の表のとおりとする。

と畜場の名称	と畜場番号
略	

(書類の経由)

第9条 法、政令、省令及びこの規則によって知事に提出する書類は正副2通とし、と畜場の所在地又はと殺解体地を管轄する保健所長又は食肉衛生検査所長を経由しなければならない。

様式第1号(第2条関係)

と畜場設置許可申請書

- 1 略
- 2 と畜場の名称及び所在地
- 3 一般と畜場、簡易と畜場の区別
- 4 略
- 5 当該と畜場において食肉の取引を行おうとする場合

はその概要

- 6 と畜場の管理及び業務運営の概要を記載した業務規定又はこれに準ずる事項
  - 7 と畜場の建物及び敷地の坪数を記載した構造仕様書及び平面図
  - 8 略
  - 9 と畜場に管理者を置く場合は、その氏名及び生年月日
- と畜場法第4条第2項の規定により上記のとおり申請します。

年 月 日

申請者 氏 名

職 氏 名 様

様式第2号(第3条関係)

と畜場の構造設備等変更届

- 1 略
  - 2 と畜場の名称及び所在地
  - 3 略
- と畜場法第4条第3項の規定により上記のとおり届け出ます。

年 月 日

届出者 氏 名

職 氏 名 様

様式第3号(第6条関係)

と畜場使用料認可申請書

- 1 略
  - 2 と畜場の種類、名称及び所在地
  - 3 畜種別と畜場使用料の額
  - 4 と畜場に要する年間諸経費の内訳(原価償却費、人件費、修繕費、水道料、光熱費、消耗品費、税金その他の経費)
  - 5 略
- と畜場法第12条第1項の規定により上記のとおり申請します。

年 月 日

申請者 氏 名

職 氏 名 様

様式第4号(第6条関係)

とさつ解体料認可申請書

- 1 略

はその概要

- 6 と畜場の管理及び業務運営の概要を記載した業務規定又はこれに準ずる事項
  - 7 と畜場の建物及び敷地の坪数を記載した構造仕様書、及び平面図
  - 8 略
  - 9 と畜場に管理者を置く場合は、その氏名生年月日
- と畜場法第3条第2項の規定により上記のとおり申請します。

年 月 日

申請者 氏 名

鳥取県知事 氏 名 様

様式第2号(第3条関係)

と畜場の構造設備等変更届

- 1 略
  - 2 と畜場の名称及び所在地
  - 3 略
- と畜場法第3条第3項の規定により上記のとおりお届けします。

年 月 日

届出者 氏 名

鳥取県知事 氏 名 様

様式第3号(第4条関係)

と畜場使用料認可申請書

- 1 略
  - 2 と畜場の種類、名称及び所在地
  - 3 畜種別と畜場使用料の額
  - 4 と畜場に要する年間諸経費の内訳(原価償却費、人件費、修繕費、水道料、光熱費、消耗品費、税金その他の経費)
  - 5 略
- と畜場法第8条第1項の規定により上記のとおり申請します。

年 月 日

申請者 氏 名

鳥取県知事 氏 名 様

様式第4号(第4条関係)

と殺解体料認可申請書

- 1 略

- 2 使用すると畜場の名称
  - 3 畜種別とさつ解体料の額
  - 4 略
  - 5 とさつ解体に要する諸経費（人件費、器具費、消耗品費、税金その他の経費）
  - 6 1日当たりの畜種別とさつ解体能力
  - 7 略
- と畜場法第12条第1項の規定により上記のとおり申請します。

年 月 日

申請者 氏 名

職 氏 名 様

様式第5号（第6条関係）

と畜場使用料

変更認可申請書

とさつ解体料

- 1～4 略
- と畜場法第12条第1項の規定により上記のとおり申請します。

年 月 日

申請者 氏 名

職 氏 名 様

様式第6号（第7条関係）

自家用とさつ届

- 1 略
  - 2 とさつ年月日及び時刻
  - 3 とさつ場所及びその周囲の概要
  - 4 とさつしようとする獣畜の種類、性別、年齢、特徴及び重量
  - 5及び6 略
- と畜場法第13条第1項第1号の規定により上記のとおり届け出ます。

年 月 日

届出者 氏 名

職 氏 名 様

様式第7号（第8条関係）

と畜場外とさつ許可申請書

- 1 略
- 2 とさつ年月日及び時刻
- 3 とさつ場所及びその周囲の概要

- 2 使用すると畜場の名称
  - 3 畜種別と殺解体料の額
  - 4 略
  - 5 と殺解体に要する諸経費（人件費、器具費、消耗品費、税金その他の経費）
  - 6 1日あたり畜種別と殺解体能力
  - 7 略
- と畜場法第8条第1項の規定により上記のとおり申請します。

年 月 日

申請者 氏 名

鳥取県知事 氏 名 様

様式第5号（第4条関係）

と畜場使用料

変更認可申請書

と殺解体料

- 1～4 略
- と畜場法第8条第1項の規定により上記のとおり申請します。

年 月 日

申請者 氏 名

鳥取県知事 氏 名 様

様式第6号（第5条関係）

自家用と殺届

- 1 略
  - 2 と殺年月日及び時刻
  - 3 と殺場所及びその周囲の概要
  - 4 と殺しようとする獣畜の種類、性別、年齢、特徴及び重量
  - 5及び6 略
- と畜場法第9条第1項第1号の規定により上記のとおりお届けします。

年 月 日

届出者 氏 名

鳥取県知事 氏 名 様

様式第7号（第6条関係）

と畜場外と殺許可申請書

- 1 略
- 2 と殺年月日及び時刻
- 3 と殺場所及びその周囲の概要

4 とさつしようとする獣畜の種類、性別、年齢、特徴及び重量

5 略

6 と畜場外とさつを必要とする理由

と畜場法施行令第4条第2号の規定により上記のとおり申請します。

年 月 日

申請者 氏 名

職 氏 名 様

様式第8号(第10条関係)

と畜検査申請書

1 略

2 とさつ又は解体年月日

3 略

4 検査を受けようとする獣畜の病歴に関する情報

5 検査を受けようとする獣畜に係る動物用医薬品その他これに類するものの使用の状況

6 と畜場法第13条第1項第2号又は第3号の規定によりとさつした獣畜を解体しようとする場合にあっては当該獣畜をと畜場以外の場所ととさつした理由、日時及び場所

と畜場法施行令第7条の規定により上記のとおり申請します。

年 月 日

申請者 氏 名

職 氏 名 様

4 と殺しようとする獣畜の種類、性別、年齢、特徴及び重量

5 略

6 と畜場外と殺を必要とする理由

と畜場法施行令第3条第2号の規定により上記のとおり申請します。

年 月 日

申請者 氏 名

鳥取県知事 氏 名 様

様式第8号(第7条関係)

と畜検査申請書

1 略

2 と殺又は解体年月日

3 略

4 と畜場法第9条第1項第2号又は第3号の規定によりと殺した獣畜を解体しようとする場合にあっては当該獣畜をと畜場以外の場所とと殺した理由、日時及び場所

と畜場法施行令第4条の規定により上記のとおり申請します。

年 月 日

申請者 氏 名

鳥取県知事 氏 名 様

第2条 と畜場法施行細則の一部を次のように改正する。

様式第8号を様式第13号とし、様式第7号を様式第9号とし、同様式の次に次の3様式を加える。

様式第10号(第9条関係)

牛の皮のと畜場外への持出し許可申請書

1 申請者の住所、氏名及び生年月日(法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)

2 と畜場の名称、所在地及び連絡先

3 牛の皮の持出しを開始する年月日及び期間

4 1日に持出しを行う牛の皮の数量の上限及び個体識別方法

5 牛の皮の持出しを行う者の住所、氏名及び連絡先

6 運搬の方法並びに牛の皮の落下及び紛失を防止するための措置内容

7 持ち出された牛の皮を保存する者の住所、氏名及び連絡先

8 持ち出された牛の皮を保存する施設の名称、所在地及び連絡先並びに当該施設における1日当たりの保存可能量

と畜場法施行令第5条第1号の規定により上記のとおり申請します。

年 月 日

申請者 氏 名

職 氏 名 様

様式第11号(第9条関係)

## 牛の卵巣のと畜場外への持出し許可申請書

- 1 申請者の住所、氏名及び生年月日(法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)
  - 2 と畜場の名称、所在地及び連絡先
  - 3 牛の卵巣の持出しを開始する年月日及び期間
  - 4 1日に持出しを行う牛の卵巣の数量の上限及び個体識別方法
  - 5 牛の卵巣の持出しを行う者の住所、氏名及び連絡先
  - 6 運搬の方法及び牛の卵巣の紛失を防止するための措置内容
  - 7 持ち出された牛の卵巣を保存する者の住所、氏名及び連絡先
  - 8 持ち出された牛の卵巣を保存する施設の名称、所在地及び連絡先並びに当該施設における1日当たりの保存可能量
- と畜場法施行令第5条第2号の規定により上記のとおり申請します。

年 月 日

申請者 氏 名

職 氏 名 様

様式第12号(第9条関係)

## 獣畜の肉等のと畜場外への持出し許可申請書

- 1 申請者の住所、氏名及び生年月日(法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)
  - 2 と畜場の名称、所在地及び連絡先
  - 3 獣畜の肉等の持出しを行う年月日
  - 4 獣畜の肉等の持出しを行う者の住所、氏名及び連絡先
  - 5 獣畜の肉等の運搬の方法
  - 6 持ち出された獣畜の肉等を焼却する者の住所、氏名及び連絡先
  - 7 持ち出された獣畜の肉等を焼却する施設の名称、所在地及び連絡先
- と畜場法施行令第5条第3号の規定により上記のとおり申請します。

年 月 日

申請者 氏 名

職 氏 名 様

様式第6号を様式第8号とし、様式第3号から様式第5号までを2様式ずつ繰り下げ、様式第2号の次に次の2様式を加える。

## 様式第3号(第4条関係)

## と畜場の衛生管理責任者設置(変更)届

- 1 届出者の住所及び氏名(法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)
- 2 と畜場の名称及び所在地
- 3 衛生管理責任者の氏名、住所及び生年月日
- 4 衛生管理責任者がと畜場法第7条第5項各号のいずれかに該当する旨
- 5 衛生管理責任者を置いた年月日又は変更した年月日

添付書類 衛生管理責任者がと畜場法第7条第5項各号のいずれかに該当することを証する書面  
と畜場法第7条第6項の規定により上記のとおり届け出ます。

年 月 日

申請者 氏 名

職 氏 名 様

## 様式第4号(第5条関係)

## と畜場の作業衛生責任者設置(変更)届

- 1 届出者の住所及び氏名(法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)
- 2 と畜場の名称及び所在地
- 3 作業衛生責任者の氏名、住所及び生年月日
- 4 作業衛生責任者がと畜場法第7条第5項各号のいずれかに該当する旨
- 5 作業衛生責任者を置いた年月日又は変更した年月日

添付書類 作業衛生責任者がと畜場法第7条第5項各号のいずれかに該当することを証する書面  
と畜場法第10条第2項において準用する同法第7条第6項の規定により上記のとおり届け出ます。

年 月 日

申請者 氏 名

職 氏 名 様

(食品衛生法施行細則の一部改正)

第3条 食品衛生法施行細則(昭和49年鳥取県規則第52号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(法第9条第1項ただし書の当該職員)</p> <p>第2条 法第9条第1項ただし書の当該職員は、獣畜に係るものにあつてはと畜場法(昭和28年法律第114号)第19条第1項に規定すると畜検査員とし、家きんに係るものにあつては食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則(平成2年厚生省令第40号)第31条に規定する食鳥検査員とする。</p>	<p>(法第5条第1項ただし書の当該職員)</p> <p>第2条 法第5条第1項ただし書の当該職員は、獣畜に係るものにあつてはと畜場法(昭和28年法律第114号)第15条第1項に規定すると畜検査員とし、家きんに係るものにあつては食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則(平成2年厚生省令第40号)第31条に規定する食鳥検査員とする。</p>



(製品検査の申請書等)

第4条 略

2 法第25条第1項の検査を受けようとする者は、当該検査を受けようとする製品を封印するのに適当な容器に入れ、その外部に様式第4号による標紙をはらなければならない。

(検査命令による製品検査の申請書等)

第6条 略

2 第4条第2項の規定は、法第26条第1項の検査について準用する。

(手数料の減免)

第12条の2 条例第5条の規定による手数料の減免を行うことができる場合は、次のとおりとする。

- (1) 国又は地方公共団体が法第26条第1項の検査又は法第52条第1項の許可を受けるとき。
- (2) 貧困その他減免を必要とする事情があると認められる者が法第26条第1項の検査又は法第52条第1項の許可を受けるとき。

2 略

(許可証の交付等)

第13条 知事は、法第52条第1項の営業の許可をしたときは、当該申請者に対し、様式第8号による許可証(以下「許可証」という。)を交付しなければならない。

2 法第52条第1項の許可を受けた者(以下「営業者」という。)は、許可証を当該営業施設の見やすい場所に掲示しておかなければならない。

3及び4 略

別表(第7条関係)

(1) 略

(2) 添加物

法第11条第1項の規定により規格が定められた添加物(タール色素を除く。)

ロットを形成する製品ごとに必要最小量(ロットを形成する最大の量は、300キログラム(製造の工程及び方法等からみて公衆衛生上支障がないと認められる場合は、これを上回る量とすることができる。))とする。)

(3) 略

様式第3号(第4条関係)

製品検査申請書

収入証紙は  
り付け欄

(製品検査の申請書等)

第4条 略

2 法第14条第1項の検査を受けようとする者は、当該検査を受けようとする製品を封印するのに適当な容器に入れ、その外部に様式第4号による標紙をはらなければならない。

(検査命令による製品検査の申請書等)

第6条 略

2 第4条第2項の規定は、法第15条第1項の検査について準用する。

(手数料の減免)

第12条の2 条例第5条の規定による手数料の減免を行うことができる場合は、次のとおりとする。

- (1) 国又は地方公共団体が法第15条第1項の検査又は法第21条第1項の許可を受けるとき。
- (2) 貧困その他減免を必要とする事情があると認められる者が法第15条第1項の検査又は法第21条第1項の許可を受けるとき。

2 略

(許可証の交付等)

第13条 知事は、法第21条第1項の営業の許可をしたときは、当該申請者に対し、様式第8号による許可証(以下「許可証」という。)を交付しなければならない。

2 法第21条第1項の許可を受けた者(以下「営業者」という。)は、許可証を当該営業施設の見やすい場所に掲示しておかなければならない。

3及び4 略

別表(第7条関係)

(1) 略

(2) 添加物

法第7条第1項の規定により規格が定められた添加物(タール色素を除く。)

ロットを形成する製品ごとに必要最小量(ロットを形成する最大の量は、300キログラム(製造の工程及び方法等からみて公衆衛生上支障がないと認められる場合は、これを上回る量とすることができる。))とする。)

(3) 略

様式第3号(第4条関係)

製品検査申請書

収入証紙は  
り付け欄

職 氏 名 様  
 食品衛生法第25条第1項の規定により、次のとおり申請します。  
 年 月 日  
 申請者 住所（法人の場合は、所在地）  
 郵便番号  
 氏名（法人の場合は、名称及び代表者の氏名）

略

添付書類 略  
 注 略

様式第5号（第6条関係）

検査命令に基づく製品検査申請書 収入証紙はり付け欄

職 氏 名 様  
 食品衛生法第26条第1項の規定による製品検査を受けたいので、下記のとおり申請します。  
 年 月 日  
 申請者 住所（法人の場合は、所在地）  
 郵便番号  
 氏名（法人の場合は、名称及び代表者の氏名）  
 記

略

添付書類 略

様式第6号（第9条関係）

食品衛生管理者設置（変更）届

職 氏 名 様  
 食品衛生管理者を設置（変更）したので、食品衛生法第48条第8項の規定により、下記のとおり届け出ます。  
 年 月 日  
 届出者 住所（法人の場合は、所在地）  
 郵便番号  
 氏名（法人の場合は、名称及び代表者の氏名）  
 記

略

添付書類 略  
 (1) 略  
 (2) 食品衛生法第48条第4項各号のいずれかに該当

職 氏 名 様  
 食品衛生法第14条第1項の規定により、次のとおり申請します。  
 年 月 日  
 申請者 住所（法人の場合は、所在地）  
 郵便番号  
 氏名（法人の場合は、名称及び代表者の氏名）

略

添付書類 略  
 注 略

様式第5号（第6条関係）

検査命令に基づく製品検査申請書 収入証紙はり付け欄

職 氏 名 様  
 食品衛生法第15条第1項の規定による製品検査を受けたいので、下記のとおり申請します。  
 年 月 日  
 申請者 住所（法人の場合は、所在地）  
 郵便番号  
 氏名（法人の場合は、名称及び代表者の氏名）  
 記

略

添付書類 略

様式第6号（第9条関係）

食品衛生管理者設置（変更）届

職 氏 名 様  
 食品衛生管理者を設置（変更）したので、食品衛生法第19条の17の規定により、下記のとおり届け出ます。  
 年 月 日  
 届出者 住所（法人の場合は、所在地）  
 郵便番号  
 氏名（法人の場合は、名称及び代表者の氏名）  
 記

略

添付書類 略  
 (1) 略  
 (2) 食品衛生法第19条の17第4項各号の一に該当す

することを証する書面

(3) 略

様式第7号(第12条関係)

営業許可申請書  
(新規・継続)

収入証紙は  
り付け欄

職 氏 名 様

食品衛生法第52条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

年 月 日

申請者 住所(法人の場合は、所在地)

郵便番号

氏名(法人の場合は、名称及び代表者の氏名)

年 月 日 生

記

略	
申請者の欠格事由	略
	(2) 食品衛生法第55条又は第56条の規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しないこと。

添付書類 略

様式第8号(第13条関係)

番 号

営業許可証

略

食品衛生法第52条第1項の規定により、上記のとおり許可する。

年 月 日

職 氏 名

様式第10号(第13条の2関係)

相続(合併・分離)による営業者の地位の承継届

職 氏 名 様

下記のとおり営業者の地位を承継したので、食品衛生法第53条第2項の規定により届け出ます。

年 月 日

ることを証する書面

(3) 略

様式第7号(第12条関係)

営業許可申請書  
(新規・継続)

収入証紙は  
り付け欄

職 氏 名 様

食品衛生法第21条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

年 月 日

申請者 住所(法人の場合は、所在地)

郵便番号

氏名(法人の場合は、名称及び代表者の氏名)

年 月 日 生

記

略	
申請者の欠格事由	略
	(2) 食品衛生法第22条から第24条までの規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しないこと。

添付書類 略

様式第8号(第13条関係)

番 号

営業許可証

略

食品衛生法第21条の規定により、上記のとおり許可する。

年 月 日

職 氏 名

様式第10号(第13条の2関係)

相続(合併・分離)による営業者の地位の承継届

職 氏 名 様

下記のとおり営業者の地位を承継したので、食品衛生法第21条の2第2項の規定により届け出ます。

年 月 日

申請者 住所（法人の場合は、所在地） 郵便番号 氏名（法人の場合は、名称及び代表者の氏名） 年 月 日 生 被相続人との続柄 記 略 添付書類 略	申請者 住所（法人の場合は、所在地） 郵便番号 氏名（法人の場合は、名称及び代表者の氏名） 年 月 日 生 被相続人との続柄 記 略 添付書類 略
--	--

（鳥取県食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部改正）

第4条 鳥取県食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則（平成3年鳥取県規則第28号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（食鳥処理衛生管理者の配置等の届出）</p> <p>第6条 法第12条第6項の規定による届出は、様式第5号による届出書を知事に提出してしなければならない。</p> <p>様式第5号（第6条関係）</p> <p style="text-align: center;">食鳥処理衛生管理者配置（変更）届</p> <p>職 氏 名 様</p> <p>食鳥処理衛生管理者を配置（変更）したので、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第12条第6項の規定により、次のとおり届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">届出者 郵便番号 住 所 フリガナ 氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 電話番号</p> <p style="text-align: center;">略</p> <p>備考 資格の欄は、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第12条第5項各号のうちの該当号を で 囲むこと。</p> <p>添付書類 略</p>	<p>（食鳥処理衛生管理者の配置等の届出）</p> <p>第6条 法第12条第4項の規定による届出は、様式第5号による届出書を知事に提出してしなければならない。</p> <p>様式第5号（第6条関係）</p> <p style="text-align: center;">食鳥処理衛生管理者配置（変更）届</p> <p>職 氏 名 様</p> <p>食鳥処理衛生管理者を配置（変更）したので、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第12条第4項の規定により、次のとおり届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">届出者 郵便番号 住 所 フリガナ 氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 電話番号</p> <p style="text-align: center;">略</p> <p>備考 資格の欄は、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第12条第3項各号のうちの該当号を で 囲むこと。</p> <p>添付書類 略</p>

（鳥取県漁港漁場整備法施行細則の一部改正）

第5条 鳥取県漁港漁場整備法施行細則（昭和34年鳥取県規則第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(危険物等の種類)                      第6条 条例第7条第3項の規定による危険物等の種類は、次のとおりとする。                      (1) 略                      (2) 食品衛生法(昭和22年法律第233号)第6条に規定する食品又は添加物                      (3)及び(4) 略</p>	<p>(危険物等の種類)                      第6条 条例第7条第3項の規定による危険物等の種類は、次のとおりとする。                      (1) 略                      (2) 食品衛生法(昭和22年法律第233号)第4条に規定する食品又は添加物                      (3)及び(4) 略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第3条の規定(食品衛生法施行細則第2条の改正(「第5条第1項ただし書」を「第9条第1項ただし書」に改める部分を除く。))を除く。))は、食品衛生法等の一部を改正する法律(平成15年法律第55号)第2条(同法附則第1条第4号に掲げる改正規定を除く。))の規定)の施行の日から施行する。

鳥取県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年10月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第87号

鳥取県会計規則の一部を改正する規則

鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前																											
<p>別表第1(第2条、第5条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">機</th> <th style="width: 30%;">関</th> <th style="width: 40%;">職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>鳥取県立鳥取湖陵高等学校</td> <td></td> <td>事務長</td> </tr> <tr style="border: 2px solid black;"> <td>鳥取県立鳥取緑風高等学校</td> <td></td> <td>事務長</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	機	関	職	略			鳥取県立鳥取湖陵高等学校		事務長	鳥取県立鳥取緑風高等学校		事務長	略			<p>別表第1(第2条、第5条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">機</th> <th style="width: 30%;">関</th> <th style="width: 40%;">職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>鳥取県立鳥取湖陵高等学校</td> <td></td> <td>事務長</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	機	関	職	略			鳥取県立鳥取湖陵高等学校		事務長	略		
機	関	職																										
略																												
鳥取県立鳥取湖陵高等学校		事務長																										
鳥取県立鳥取緑風高等学校		事務長																										
略																												
機	関	職																										
略																												
鳥取県立鳥取湖陵高等学校		事務長																										
略																												

附 則

この規則は、平成15年11月1日から施行する。

